

# 令和5年度税制改正に伴う 長野市市税条例の一部改正について

財政部 市民税課・資産税課

## 給与所得者の扶養親族申告書の記載事項の簡素化【個人市民税関係】

2

給与所得者の扶養親族申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるものと定める。

- 記載すべき事項：給与支払者の名称、生計を一にする配偶者又は扶養親族の氏名等
- 申告書の様式：納税者の利便性を考慮し、所得税法に規定する給与所得者の扶養控除等申告書と統合した様式
- 施行期日：令和7年1月1日施行（令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する申告書に適用）

## 森林環境税(国税)の賦課・徴収【個人市民税関係】

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方税源を安定的に確保する観点から平成31年度税制改正において創設された森林環境税について、令和6年1月1日から個人の市民税の均等割と併せて賦課・徴収するものと定める。

### 【概要】

#### 令和6年度から課税

- ・ 納税義務者 国内に住所を有する個人
- ・ 税率 1,000円／年
- ・ 賦課徴収等 市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収し、都道府県を經由して国へ払い込む

- 施行期日：令和6年1月1日施行

### 【税率(徴収額)】

(年額)

国 税	森林環境税	1,000円
市 税	市民税 均等割	※3,000円
県 税	県民税 均等割	※1,000円
	長野県森林づくり県民税 (均等割加算)	500円
合 計		5,500円

※ 東日本大震災に関する防災施策臨時特例終了に伴い△500円  
(市・県合計△1,000円)

# 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設 【固定資産税関係】

## 【特例の概要(創設)】

改正マンション管理適正化法(令和4年4月1日施行)に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税額を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内で条例の定める割合を減額する  
※税額の減額は1戸あたり100㎡相当分を上限

## 【対象となるマンションの要件】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること  
具体的には以下のいずれかの場合
  - ・県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行った場合
  - ・県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合

## 【条例改正の内容】

- 固定資産税額の減額割合を次のとおりと定める(公布の日)

長野市

1/3 とする(国の参酌割合を適用)

## 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発防止策の強化【軽自動車税】

税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行:10%)を35%に引き上げる。

### ■改正案

	改正前	改正後
加算する割合	100分の10	100分の35

※当該不足税額に上記割合で計算した額を加算

### ■施行期日:令和6年1月1日

- ・環境性能割:令和6年1月1日以後に取得されたもの
- ・種別割 :令和6年度以後の年度分から

### 《参考》

#### 【環境性能割の税率】

燃費目標基準の達成度に応じ、税率0%~2%を適用

#### 【種別割のグリーン化特例】

燃費目標基準の達成度に応じ、初年度の税率を軽減する制度(グリーン化特例)  
電気自動車 △75%軽減、  
営業用乗用車は、燃費基準達成度に応じ、△50%または△25%軽減

**専決処分により市税条例の一部改正をおこなったもの  
(令和5年4月1日施行分)**

# 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長【個人市民税関係】

【令和5年4月1日施行】

## 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長

○改正内容 … 昭和57年から令和6年度まで → 令和9年度まで

### 【特例の概要】

◆肉用牛生産農家の経営体質の強化、国産牛肉の安定的な供給を図るための措置

肉用牛の(家畜市場・中央卸売市場等での)売却に係る農業所得について、免税対象飼育牛に係るものにあつては、所得割を課さない。

- ・売却価格が1頭あたり100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満、年間1,500頭まで: 免除
- ・年間1,500頭超の部分又は100万円以上での売却: 税率0.9%

<参考>

- ・令和4年度課税分  
適用実績なし

# 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の 長期譲渡所得の課税の特例の延長【個人市民税関係】

【令和5年4月1日施行】

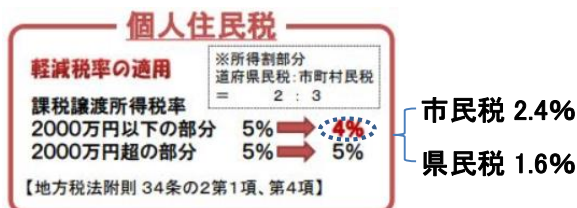
## 長期譲渡所得のうち、優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると認められる土地等の譲渡に適用する税率の特例について、適用期限を3年間延長

○改正内容 … 昭和63年度から令和5年度まで → 令和8年度まで

### 【特例の概要】

◆用地取得を円滑化することにより、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図っていく観点から措置されている制度

◆1月1日における所有期間が5年を超えるものを優良住宅地の造成等のために譲渡した場合、分離課税の長期譲渡に対する税率が軽減される。



<参考>

- ・令和4年度課税分  
適用件数: 14件  
軽減税額: 1,244千円

# グリーン化特例の延長【軽自動車税 種別割関係】

【令和5年4月1日施行】

燃費目標基準の達成度に応じ、初年度の軽自動車税種別割の税率を軽減するグリーン化特例について、適用期限を延長する。

## 【改正内容】

- 電気自動車等について、適用期限を **3年延長**（令和8年3月31日までに取得した新車）
- 営業用乗用車について、適用期限を **3年延長**したうえで、適用対象車を段階的に重点化
  - ・2030年度基準90%達成車の適用期限を **3年延長**（令和8年3月31日までに取得した新車）
  - ・2030年度基準70%達成車の適用期限を **2年延長**（令和7年3月31日までに取得した新車）

【改正前】 取得期間：R3. 4. 1～R5. 3. 31

区分	自家用		営業用	
	乗用 (10,800円)	貨物 (5,000円)	乗用 (6,900円)	貨物 (3,800円)
電気自動車等	▲75% (2,700円)	▲75% (1,300円)	▲75% (1,800円)	▲75% (1,000円)
2030年度 燃費基準 90%達成車			▲50% (3,500円)	
2030年度 燃費基準 70%達成車			▲25% (5,200円)	



【改正後】 取得期間：R5. 4. 1～R8. 3. 31

区分	自家用		営業用		
	乗用 (10,800円)	貨物 (5,000円)	乗用(6,900円)		貨物 (3,800円)
			R5. 4～ R7. 3	R7. 4～ R8. 3	
電気自動車等	▲75% (2,700円)	▲75% (1,300円)	▲75% (1,800円)	▲75% (1,800円)	▲75% (1,000円)
2030年度 燃費基準 90%達成車			▲50% (3,500円)	▲50% (3,500円)	
2030年度 燃費基準 70%達成車			▲25% (5,200円)	—	

<参考>

令和4年度軽減台数：自家用乗用 1台 営業用貨物 2台（課税総数：四輪のみ129,267台）、影響額：△13,700円